

議会改革特別委員会 委員長報告

(平成24年3月2日開催)

議会改革特別委員会の委員長報告を行います。

当委員会は、付託を受けております「議会改革の推進について」を審査するため、休会中の3月2日午後2時より開催をいたしました。

前回の委員会では、野洲市議会の議会基本条例をベースにして項目別に検討し、12項目の論点を整理したところであります。今回はその12項目の論点についてそれぞれ具体的に中身の検討をいたしました。

まず

1点目 市民参加の懇談会、議会報告会などの開催について

委員から

市民参加、政策立案という観点から、市民の意見、情報を集める作業が大切である。そのために議会報告会、懇談会や一般会議の開催目的、趣旨を明らかにして、且つ、内容は焦点を絞り実施していくべきである。との意見がありました。

議会基本条例制定のなかで議会報告会と懇談会の2つを柱として取り組んで行くことになりました。

次に

2点目 請願書と陳情、要望書の取り扱いについて

委員より、意見を聞く機会を設けていくべきであり、提出された請願書の説明であるので公開するべきである。また、請願書、陳情書、要望書の提出者への対応として、議会は市民のための議会であることから、議論をしていくことが大切である。との意見がありました。

具体的には、更に検討が必要であるが、他市の例を参考に、今まで以上に取り組みを深めていく方向で検討をしていくこととなりました。

3点目 議会の会議の開催について

他市では原則公開が一般的であります。

情報の公開のタイミングについてどうあるべきか、あわせて、全員協議会を会

議規則に載せるのか、さらに検討が必要である。また、理由が明確で市民のみなさんが理解できるのであれば非公開とすることも考えられる。等の意見があり、会議の公開については原則公開とすることを確認いたしました。

4点目 市民に対する資料の提供について

他市の例として、代表質問、一般質問の一覧表を配布されている。また、委員会では議案書を貸し出す形態とされている。

これらを参考として、印刷物の配布も考慮しながら、できる範囲で対応を考えていくこととなりました。

5点目 反問権の付与について

考えを明確にするためにも反問権は必要で、付与していくこととなりました。

6点目 議会質問の一问一答方式と通告方法について

委員より、現在、他市では一问一答方式の採用が広がっているが、項目のみの通告では質問と答弁がかみ合わないところを見受けることがある。本市の方式は「的を射ている」という意見があり、現在の方式を続けながら、問題が生じたときには見直しを進めることになりました。

7点目 政策形成過程の説明について

栗東市としては、これまで当局から、形成過程の説明もされていることから義務化するのではなく、説明を「求めることができる」として、具体的に項目を揚げた中で、条例に盛り込んでいくことになりました。

8点目 地方自治法第96条第2項による議決すべき事件について

本市は、現在は企業誘致に関することのみであります。議決することより、政策の作成過程について議会への報告を条例に盛り込むとよい。それによりチェックすることができる。という意見があり、今後、議決事件とする理由や、しない場合のフォローなどについて今後整理することとし、再検討していくことになりました。

9点目 討論と討議について

議員同士が共通認識をもって重要課題や中長期的な将来の方向性などを討議する場を設けることは必要である、との意見があり、討議を取り入れる方向で具体的に検討していくことになりました。

10点目 委員会活動における市民との懇談会等について

政策立案をするなかで、専門的な部分が必要であり、委員会としても懇談会を積極的に開いていく方向で条例を整理することになりました。

11点目 政務調査費

現在、政務調査費に関する条例並びに用途基準もあるが、更に、市民目線での内容としていく必要があり、それぞれが確認しながら明確化していくこととなりました。

12点目 政治倫理条例について

議会基本条例のなかに、倫理に関する条項を盛り込んでいく方向で取り組んでいくことになりました。

その他といたしまして

子ども議会を、議会が主催して開催をしていくことを決定いたしました。開催時期、内容などは、教育委員会の協力をいただきながら、連携をとり進めていくことといたします。

また、基本条例の制定にむけてのスケジュールについては

更に当委員会で検討をすすめた条例案により、全議員に諮り、その後制定、施行へと進めることとなりました。

本委員会に付託を受けております「議会改革の推進について」は今後も引き続き審査をしていくこととなりました。

議員各位のご理解とご協力をよろしくお願ひし、「議会改革特別委員会」の中間報告とさせていただきます。